

## 第10章 訓練促進資金に関わるQ & A

### 《 申込みについて 》

Q1. 申込書はどこで受け取れますか？

A1. 横浜市こども青少年局 こども家庭課（電話045-671-2390）にて配布しています。申込み時の事前相談にも対応しています。

Q2. 高等職業訓練促進給付金の申込み資格がないと申込みできませんか？

A2. お申込みいただけません。高等職業訓練促進給付金の支給を受ける方が対象となる貸付事業です。

Q3. 入学金を既に支払ってしまったが、入学準備金を申し込むことはできますか？

A3. 入学金支払い後でもお申込みいただけます。

Q4. 入学準備金と就職準備金の両方を申し込みたいのですが、一度に申し込みますか？

A4. 入学準備金と就職準備金の申込み要件は異なるため、養成機関入学後6か月以内に入学準備金を、養成機関を卒業し、資格試験合格後6か月以内に就職準備金をお申し込みください。

Q5. 就職準備金の申込書類に「資格の取得を証明する書類」とありますが、申込み時点で資格証（免許証）が手元に届いていません。その場合は、取得資格の「登録済証明書」の写しでもよいですか？

A5. 申込み期限までに資格証が手元に届かない見込みの場合等は、登録済証明書など、免許の登録が済んでいることが分かる書類でお申込みいただけます。ただしその場合は、後日、資格証の写しを提出する必要があります。

Q6. 未成年者の申込みには、法定代理人の同意が必要とあります。父母（親権者）どちらか一方の同意でよいですか？

A6. 両名の同意が必要です。法定代理人が複数名いる場合は、全員分の同意が必要となります。

Q7. 生活福祉資金でお金を借りていますが、訓練促進資金の借入申込みもできますか？

A7. 生活福祉資金は他制度優先の原則があるため、同時期に同目的の併用は不可能です。詳細は「貸付申込みの章」をご確認ください。なお、すでに利用している貸付制度等がある場合は、お問い合わせください。

Q8. 専門実践教育訓練の「教育訓練給付金」（雇用保険制度）の受給手続きを養成機関入学前から進めています。しかし、入学時の資金が不足しているため、訓練促進資金（入学準備金）を申し込みたいのですが併用は可能ですか？

A8. 専門実践教育訓練の「教育訓練給付金」と訓練促進資金「入学準備金」は併用できません。ただし、訓練促進資金「就職準備金」は併用可能です。

Q9. 連帯保証人は親になってもらう予定だが、年金受給者でも連帯保証人になれますか？

A9. 連帯保証人の要件を、「行為能力者であり、債務を弁済する資力を有する成年者」としています。具体的には、前年の収入に対し課税されていることを確認する必要があります。また、国税等の徴収猶予等の処分を受けている方や生活保護法による扶助を受給されている方は連帯保証人として認められません。

Q10. 連帯保証人を立てられないのですが、その場合、借入金の利子はいつから発生しますか？

A10. 貸付契約期間（養成機関在学中）や取得した資格が必要な業務に従事している期間等は利子が発生しません。返還事由が発生した日の属する月の翌月分から利子（年利1%）が発生します。

Q11. 近親者で連帯保証人になってもらえる人がいません。勤務先の法人に連帯保証人となってもらうことはできますか？

A11. 法人や保証会社等を連帯保証人にすることは想定していません。個人の方を連帯保証人として立ててください。連帯保証人がいない場合は、有利子での貸付となります。

#### 《 貸付契約について 》

Q12. 養成機関在学中に、結婚（事実婚を含む）によりひとり親でなくなったため、高等職業訓練促進給付金の受給資格を失いました。入学時に借り入れた入学準備金は返還しなければいけませんか？

A12. 貸付契約の解除となりますので、全額返還となります。ただし、養成機関在学中は返還猶予の申請を行うことができます。

Q13. 養成機関在学中に、ひとり親でなくなったため、高等職業訓練促進給付金の受給資格を失ったが、その後諸事情により給付金の受給資格を再取得した。貸付契約の解除を取り消してほしい。

A13. 一度貸付契約の解除を通知された場合、その取り消しを行うことはありません。返還手続き、または返還猶予手続きを行ってください。

#### 《 返還の履行猶予について 》

Q14. 資格取得後、就職をしましたが、出産のため一度退職することになりました。復帰をする予定ですが、すぐにお金を返さなくてははいけないのでしょうか。

A14. 返還の履行猶予を申請することができます。ただし、返還猶予申請書（様式第9号）に再就職を目指す旨を記入し、医師の診断書等を添付の上、申請してください。なお、履行猶予の最長期間はお子様が2歳になる月までとします。

#### 《 返還の免除について 》

Q15. 資格取得後、就職をし、5年が経過しました。その間勤務先の制度を利用し、産休及び育休を取得しました。業務の従事期間に含めてよいですか？

A15. 雇用が継続中で、産休等を取得した場合は、業務の従事期間に含めることができます。休暇等を取得する場合は、その休暇等の取得を証明する書類を提出いただく必要があります。

Q16. 資格取得後、就職をし、3年目を迎えました。近々結婚する予定なのですが、その場合は返還となりますか？仕事は継続する予定でいます。

A16. 5年間引き続き取得した資格を必要とする業務に従事すれば返還の免除を受けることができます。

Q17. 求職活動中ですが、どのくらいの頻度で活動を行う必要がありますか？

A17. 概ね月4日以上とします。月4日に満たない場合は、その理由を報告書に記入の上、提出してください。特別な理由なく求職活動を怠った場合は、返還を求めることがありますのでご注意ください。

#### 《 その他 》

Q18. 申込みのときは連帯保証人を立てられなかったが、連帯保証人になってくれる人が見つかりました。契約期間の途中でも連帯保証人を立てられますか？

A18. 契約期間の途中でも連帯保証人を立てられます。連帯保証人の要件をご確認いただき、連帯保証人申請書兼連帯保証書（様式第6号）にて申請してください。